

第2章 倫理法に基づく報告制度の状況

1 報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、3種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

(1) 贈与等の報告及びその閲覧制度

ア 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から1件につき5千円を超える贈与等を受けたときは、四半期ごとに贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第6条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、1件につき2万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できるとされている（倫理法第9条第2項）。

(2) 株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年3月1日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第7条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

(3) 所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年3月1日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第8条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

2 各種報告書の提出状況等

(1) 贈与等報告書の提出状況

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成26～30年度）は、表1のとおりである。

表1 贈与等報告書の提出状況（平成26～30年度）

年度	区分	金銭、物品等の供与		飲食の提供等		報酬		合計 (件)
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	
平成26年度		93	2.1	2,610	59.7	1,671	38.2	4,374
平成27年度		95	2.8	2,552	74.9	761	22.3	3,408
平成28年度		75	2.3	2,464	75.5	724	22.2	3,263
平成29年度		53	1.6	2,680	78.9	663	19.5	3,396
平成30年度		65	1.9	2,897	82.4	552	15.7	3,514

(注1) 平成31年4月～令和元年12月における提出状況は2,421件（前年同期2,380件、以下同じ。）で、その内訳は、「金銭、物品等の供与」関係が93件（46件）、「飲食の提供等」関係が1,960件（1,916件）、「報酬」関係が368件（418件）となっている。

(注2) 平成30年度各府省等別内訳については、補足資料参照。

(注3) 平成27年度より、(独) 国立病院機構が国家公務員倫理法の適用対象外となっている。

「金銭、物品等の供与」関係の主な贈与品は、チケット、食料品・アルコール飲料及び

書籍であり、「飲食の提供等」関係の主な提供者は、財団・社団法人等、民間企業及びマスコミであり、「報酬」関係の主なものは、原稿料・印税、講演及び監修・編さんに対する報酬であった。

指定職以上の職員に係る平成30年度の提出人数は815人となっている。倫理審査会では、この指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しについて、特定の事業者等から繰り返し飲食の提供、贈与等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

(2) 株取引等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書の提出件数（平成26～30年）は、表2のとおりである。

表2 株取引等報告書の提出件数とその態様（平成26～30年）

区分 年(暦年)	提出件数 (件)	態様別取引回数（取得及び譲渡）				総取引回数 (回)
		市場を通じた 売買等（回）	相続・贈与（回）	交換・分割（回）	未公開株（回）	
平成26年	47	262	20	22	3	307
平成27年	50	465	11	39	0	515
平成28年	43	237	33	20	2	292
平成29年	56	734	7	38	1	780
平成30年	53	896	20	3	1	919

(注) 平成30年分から報告書の様式が変わり、記載ルールが変更となったため、30年分の「未公開株」1件は「相続・贈与」の内数となっている。なお、29年分までは外数となっている。

倫理審査会では、平成30年の株取引等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な株券等の贈与など、国民の疑惑や不信を招くような株取引が行われていないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

(3) 所得等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る所得等報告書の提出件数（平成26～30年）は、表3のとおりである。

表3 所得等報告書の提出件数とその内訳（平成26～30年）

区分 年(暦年)	提出件数 (件)	給与所得のみ		給与所得以外の所得あり	
		件数 (件)	構成割合 (%)	件数 (件)	構成割合 (%)
		平成26年	1,368	897	65.6
平成27年	1,279	912	71.3	367	28.7
平成28年	1,330	940	70.7	390	29.3
平成29年	1,340	944	70.4	396	29.6
平成30年	1,370	967	70.6	403	29.4

倫理審査会では、平成30年の所得等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与、報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。